

【小学校】就学援助認定者のみなさんへ

令和 7 年度就学援助費の概要は以下のとおりとなりますので、ご確認ください。

1 援助内容

裏面「令和 7 年度就学援助費支給内容・金額一覧」のとおりです。

学用品通学用品費は定額支給となります。ただし、年度途中認定者及び転出者等は月割り支給となります。

月割り支給基準は、月の初日（1 日）認定であれば認定月からの支給となります。

支給金額は以下の表を参考ください。

月数	1 年生 ～ 6 年生	月数	1 年生 ～ 6 年生
12 ヶ月分	18,880 円	6 ヶ月分	9,440 円
11 ヶ月分	17,310 円	5 ヶ月分	7,870 円
10 ヶ月分	15,730 円	4 ヶ月分	6,290 円
9 ヶ月分	14,160 円	3 ヶ月分	4,720 円
8 ヶ月分	12,590 円	2 ヶ月分	3,150 円
7 ヶ月分	11,010 円	1 ヶ月分	1,570 円

2 支給方法

下記の場合を除き受給申請書提出時に届出された口座に直接支給します。

- ・就学援助費を学校長口座に振り込むことを委任した場合

3 支給時期

宿泊を伴う学校行事に係る援助費用は行事实施後に支給されます。（行事途中帰宅等でキャンセル料が発生した場合、キャンセル料は支給対象となります。）

今年度の支給予定日は次のとおりです。

8 月 29 日	10 月 23 日	12 月 19 日	1 月 28 日	3 月 19 日	4 月 17 日
----------	-----------	-----------	----------	----------	----------

※学校からの報告により支給するため、実施後 3 ヶ月程度かかる場合があります。

※入金通知は送付しておりません。上記支給予定日以降に確認をお願いします。

4 学校への納付について

教材費・積立金等の学校への納付金が免除されるわけではありません。

学校の指示に従って納めてください。

5 江戸川区から他区市町村へ転出した場合について

資格喪失となり江戸川区からの援助は受けられなくなります。引き続き就学援助を希望される場合には、転出先の自治体にお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉
江戸川区教育委員会事務局 学務課学事係
電話：03-5662-1624

令和7年度就学援助費支給内容・金額一覧

(対象者) 要…要保護 準…準要保護

単位：円

援助内容	対象学年						対象者	支給予定日
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生		
学用品通学用品費	18,880	18,880	18,880	18,880	18,880	18,880	準	年3回支給 8月29日（4月～7月分） 1月28日（8月～12月分） 4月17日（1月～3月分） 保留者・追加認定者は 認定日以降の支給予定日
新入学児童学用品費 ＊1	54,060	—	—	—	—	—		
新入学生徒学用品費 ＊2	—	—	—	—	—	63,000		3月19日
修学旅行費 (移動教室費)	—	—	—	—	—	限度額 26,620	要 準	行事実施後の支給予定日
宿泊を伴う校外活動費 (ウインター・スクール、サマースクール)	—	—	—	—	限度額 8,370	—		
連合宿泊学習＊3	特別支援学級在籍者のみ対象							
校外活動費	3,330	3,330	3,330	3,330	3,330	3,330		8月29日 保留者・追加認定者は 認定日以降の支給予定日
卒業記念アルバム費	—	—	—	—	—	11,000		4月17日
通学費 ＊4	特別支援学級在籍・通級者、日本語学級通級者のみ実費支給						準	学期毎3回に分けて支給 （10月・3月・4月）
医療費	令和7年4月1日～令和8年3月31日までににかかった下記の病気による治療費						要 準	医療機関へ直接支給
	トラコーマ・結膜炎・白癬・疥癬・濃疱疹・中耳炎 慢性副鼻腔炎・アデノイド・う歯(虫歯)・寄生虫病							
学校給食費 ＊5							準	

○要保護認定者の「学用品通学用品費」「新入学児童生徒学用品費」「通学費」「学校給食費」は福祉事務所から支給されます。

- *1 4月1日付準要保護認定者で、入学前に支給を受けていない方が対象です。
- *2 2月1日に準要保護認定を受けている方が対象です。
- *3 特別支援学級で実施される連合宿泊学習にかかる費用は、以下の金額を上限として支給します。
1～5年生：8,370円 6年生：26,620円
- *4 通学費の支給対象者へは支給時期・支給方法を別途通知します。
- *5 学校給食費は学校給食費無償化事業補助金から支給されるため就学援助費からは支給されません。